

(6) 健康保険組合における健康保険料率は、組合ごとに異なる。

(注)健康保険の実施主体である保険者は、全国健康保険協会と健康保険組合であるが、健康保険組合は組合ごとに独自の保険料率を適用したり、独自の給付を行う場合があるので、試験問題としては全国健康保険協会が保険者である「協会けんぽ」に関して出題される。

(7) 標準報酬月額、標準賞与額 ならびに厚生年金保険との相違

- ① 等級区分は、88,000円～1,390,000円の50段階(平成28年4月改定)  
(厚生年金保険においては、標準報酬月額の等級区分は、88,000円～620,000円の31段階)
- ② 標準賞与額の上限は、年間累計額573万円(平成28年4月改定)  
(厚生年金保険においては、標準賞与額の上限は、1ヶ月当たり150万円)
- ③ 標準賞与額に係わる保険料は、給付に反映されない。  
(厚生年金保険においては、標準賞与額に係わる保険料は、給付に反映される。)

**ポイント**: 健康保険と厚生年金保険の相違

(8) 保険料徴収の特例(健康保険法159条、同159条の3)

- ① 産前産後休業期間中の特例: 産前産後休業期間(産前6週間、産後8週間のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間)については、申し出ることにより被保険者・事業主両方の負担につき免除される。
- ② 育児休業期間中の特例: 育児・介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業等期間(育児休業および育児休業に準じる休業)については、申し出ることにより被保険者・事業主両方の負担につき免除される。

**ポイント**: 介護休業期間中には、この種の保険料の特例はない。